2022年6月市議会　一般質問　太田

　皆さんこんにちは、日本共産党の太田とおるです。通告に従いまして一般質問を行います。

〇まず最初に新型コロナについてお聞きします。

ワクチン接種についてです。

3回目のワクチン接種が行われ、4回目のワクチン接種の準備も行われています。現時点でのワクチンの接種率、1回目、2回目、3回目、年代ごとでお示しください。また、ワクチンの接種状況についての所感を求めます。また、4回目のワクチン接種についてはこれまでと対象者が変わり、60歳以上の方には対象者全員にワクチンの接種券の発送が行われるようですが、基礎疾患を持つ人に対しては申請が必要となっています。すでに1回目のワクチン接種券の発送時に基礎疾患アリとして寝屋川市に申請をした人などには、申請なしでも接種券の発送を行うべきと考えるが、市の見解をお示しください。

　寝屋川市では新たに12歳になったお子さん向けに集団接種会場でのワクチン接種が1回目2回目と行われましたが、3回目の接種は考えているのか。せめて、集団接種会場で2回のワクチン接種を行った方に対しては、3回目の案内も必要と考えるが、市の見解をお示しください。

　年代ごとのワクチン接種率を聞きましたが、今後ワクチン接種について年代別に周知など特別な手立ては考えているのか。お示しください。

新型コロナの感染拡大も現時点では少し落ち着いたように見えますし、弱毒化も一定進んだように見受けられます。大阪府がマスクの使用について国に提言をするとの報道もありましたが、寝屋川市として感染拡大期にはマスク着用を求めるポスター掲示もなされました。市民にたいして今後どのような周知を考えているのか。お示しください。

　学校での感染症対策についてです。新型コロナの2年間、給食での黙食に始まり、音楽では歌うことができずにいます。今回、給食時の仕切りが透明なものへと変わります。黙食については、いつごろまで続けられるのか。日本教育新聞の報道では、宮崎県教育委員会は新型コロナウイルスの感染状況が落ち着く中、6月３日、県立学校に対し、給食や昼食時に求めていた「黙食の徹底」を緩和する通知を出しました。ただ、各校ではこれまで同様に必要な感染症対策を継続しつつ、対面の席配置や大声での会話は控えることとしました。

　宮崎県にまん延防止等重点措置が発令されていた１月下旬、県教委は県立学校への通知で、給食や昼食の時間に児童・生徒が黙って食事をする黙食の徹底を要請しました。学校でクラスター（感染者集団）の発生が相次いだことを踏まえた対応でした。各市町村教委も、この通知に沿った対応を取っていました。今月に入り、県が新型コロナ対策の警戒レベルを引き下げるなど感染状況が改善傾向にあることから、３日付の通知では黙食の徹底という文言を削除しました。昼食時には引き続き、机を向かい合わせたり、大声で会話したりしないよう求めている。県教委の担当者は「コロナ禍が長引き、学校現場でもさまざまな制限が続いている。感染状況に応じた対応を取っていきたい」と話しています。他県での話ですが寝屋川市ではマスクの着用についての目安はあるのかお示しください。

また、今年度から小中学校のプールが再開します。教室ではマスクをつけていますが、プールでは当然マスクはありませんし、大きな息をすることになります。子どもたちが、普段の生活との矛盾を感じないのか大変心配になります。今後、学校生活におけるマスクの着用について市の見解をお示しください。

　また、小中学校では感染症対策としてウォータークーラーの使用方法が一部制限されていますが、熱中症対策として子どもたちが自由に使えるように市として検討することを求めておきます。

　夏になり、マスクを着用したままの体育などで熱中症になったと、ニュースの報道が見受けられます。寝屋川市の小中学校での熱中症対策とマスクの使用についてお示しください。

誤解のないように言っておきますが、一律にマスクを外そうといっているわけではありません。医学的な知見による、正しい情報発信と方針を改めて求めておきます。

　新型コロナ対策として行われた事業継続支援金などの収入が所得として計上される問題の中で、日本共産党の山添たく参議院議員が出した質問主意書では、事業継続支援金などは一時的な収入で継続的なものではないため、公的住宅の家賃などが上がった場合には事業継続支援金などの一時的な収入を差し引いた所得での家賃へと減額することができるとされています。また、厚生労働省は全国民主商業団体連合会との懇談の場で国民健康保険料の保険料率の計算においても同様の考えをすることができるかのような話が出ています。寝屋川市として、市営住宅の家賃においてコロナの支援金で家賃が上がるなどの実態はあったのか。質問主意書にそった減免は実施されているのかお示しください。また、介護や国保など所得に沿って計算される保険料について、請求額からコロナの支援金の収入を除いて計算された保険料へと減免することができるように市として検討することを求めておきます。

　今回の6月市議会定例会では、水道料金の基本料の4か月分の減免、保育所小中学校の給食費の無償化などが提案され評価しています。今後、長引くコロナの影響と物価高騰から市民生活を守る施策の拡充が更に必要と考えます。今回の補正予算では現時点では国からの新型コロナの臨時交付金を使っていますが、今年度は市の財政調整基金はどれくらい使うことを見込んでいるのか、昨年、一昨年と当初見込みより、財政調整基金の使用金額は少なくなっています。市の見解をお示しください。

〇子育て支援について

今回、保育所・幼稚園・小中学校の給食費の無償化について評価しています。今回の施策は新型コロナの影響や物価高に対する施策だと考えますが、いま全国の自治体では給食費の無償化は子育て支援策として広がってきています。寝屋川市もまずは第3子からという目標ではありますが、給食費の無償化を掲げて施策が進められています。次年度以降も子育てしやすい街、寝屋川市を目指すためにも給食費の無償化について検討することを求めます。保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校と無償化をするのにどれだけの費用が掛かるのかお示し下さい。市の見解を求めます。

　次に、物価高騰から寝屋川市民、子育て世帯を守る施策についてです。国は子ども一人あたり5万円を児童扶養手当を基準に支給します。また、大阪府では18歳以下の子ども1人あたり1万円の商品券の支給を決めました。市民に一番近い基礎自治体として、長引くコロナの影響、物価高騰から市民を子育て世帯を守る施策が必要と考えます。具体的には幼稚園や保育所・学童保育の保育料やおやつ代など諸費の軽減など子育てに係る直接の支援や特に業者などへ影響が大きくなっていることからも国民健康保険の均等割りの18歳以下の10割軽減など、市の権限で行うことができる子育て支援策を求めます。市の見解を求めます。今後予定されている子育て支援策があればお示しください。

　中学に入学をするとほぼすべての子どもたちが部活動に入り活動をしています。しかし、部活動に掛かる経費が大きくて、経済的に大きな負担となり、一部には自由に部活動を選ぶことができない実態もあると聞いています。この間、寝屋川市ではクラブの拠点校を作り、色々な活動を保障してきました。しかし、そもそも経済的な理由で選ぶことができない子どもがいる状況は放置していい問題ではありません。就学援助制度の国の基準ではクラブ活動費も支給の対象になっています。早急に支給対象にすべきと考えますが、市の見解をお示しください。また、市としてクラブ活動において当初にどれだけの経費が掛かっているのか、金額の多い順からクラブごとにお示しください。

　また、寝屋川市では中学校の部活動において土日どちらかはお休みとされているようですが、実態として休みのないクラブがあるようにも聞いています。教職員の負担軽減にも反すると考えますので、一度実態を調査していただき、市としての見解をお示しください。

〇国民健康保険について

平成30年度から都道府県単位化された国民健康保険制度は、6年間の激変緩和期間をへて大阪府では府下統一保険料へと変更されます。今までの市町村ごとで決定されていた保険料は大阪府が定める標準保険料が寝屋川市の国保料となります。大阪府後期高齢者医療制度のように市町村の手から保険料率の決定権が事実上奪われるものです。国の法律で定められたこと以上のことがこの大阪で行われようとしていることに対して、市民へしっかりとした周知が必要と思いますが、市として今後どのように市民へ周知していくのか。なぜ、国の法律では市町村で決めることができる保険料率が大阪では統一保険料となるのか。その根拠について市民への周知と理解がないと今後統一保険料となり大阪府が保険料を決めましたと言ってもその理屈は正当性を欠き法的根拠を持たずに市民の理解を得られないと考えます。今後寝屋川市がどのように市民に周知をしていくのか、統一保険料となる法的な根拠をどこに求めるのか。市の見解をお示しください。

後期高齢者医療制度に移行したとき、寝屋川市の窓口で保険料について市民が文句を言っても広域連合で決められたことで寝屋川市では何ともできない。広域連合に言って下さいとの対応が見受けられました。今後、激変緩和期間が過ぎても寝屋川市での国保の窓口での対応は基本的に変わらないとの認識でいいのか。国保料についての相談があった際に大阪府が決めたことと、市に責任がないかのような対応は取らないとの認識でいいのか。市の見解をお示しください。

　また、統一保険料になると、国保料の減免制度も市独自基準での減免はできなくなると聞いていますが、法律的にできないのか申し合わせなのか、地方自治体の自治権を侵害するものではないかと考えますが、今後の見通しとしてどのようになるのか、市の見解を求めます。法的に禁止されていないとすれば、できないではなくて寝屋川市としてしないという判断となるのか市の見解をお示しください。この間、寝屋川市においては国保料の独自減免と府の減免基準とコロナ減免と市民それぞれの状況に応じた減免制度の活用をしていただき評価しているところです。統一保険料になっても市民生活は厳しいままです。特に統一保険料は今後ますます上昇することが予想されています。そして、残念ながら大阪府が定める標準保険料は全国の都道府県の中でも一番高いものとなっています。かつて、2008年に日本一高い国保料となった寝屋川市が、再び、大阪府の標準保険料によって、日本一高い国保料となることは到底市民の納得が得られるものではありません。寝屋川市として大阪府が定める標準保険料について少しでも引き下げるよう働きかけを行うことを求めます。また、大阪府、府下自治体が一般財源や国保の会計の黒字として積みあがった基金を保険料の引き下げに使うことができるルール作りが必要と考えますが、市としての見解を求めます。市民は1円でも安い国保料を求めています。それは、社会保障として医療を保障する国保に求められているものです。高い保険料が市民生活を圧迫する事態は社会保障の制度として本末転倒です。大阪府下の自治体の中でもようやく安くなった寝屋川市の保険料を守る施策を求めます。寝屋川市として最後まで市民を助ける手段を確保していただくよう努力をしていただくことを求めて、市の見解をお伺いします。

〇職員の処遇改善について

　人勧が実施され市職員の一時金が引き下げられました。物価高騰の中での引き下げは生活を守る視点からも大いに問題があると考えます。公務員の給与は地域の指標ともなるものです。寝屋川市が基本的に国公準拠で来たことは理解していますが、自治体によって手当の在り方など差異もあります。新型コロナ下で市民生活を守るため奮闘している職員に報いることができる待遇改善について検討することを求めます。また、国は保育士や学童保育指導員の処遇改善に向けての予算を示されるなど一部、公務員の処遇改善に向けた姿勢も見受けられます。保育士として配置された場所で処遇改善の対象となったり、ならなかったり、同じ給与表の中で一部の職種だけ賃金を上げることは寝屋川市として非常に難しいことは理解しています。しかし、現実には学童指導員には賃金上がったんでしょと保護者から声がかけられているわけです。そして、寝屋川では上がっていませんと答えることになるわけです。一般の市民からすると、国が金出すと言ってるのに何で寝屋川市はしないのかという話になります。それだけ、職員がしっかりと働いているということの裏返しでもあります。市として職員の処遇改善に努めるよう求めます。市の見解をお示し下さい。

　次に、新型コロナの対応で兼務発令など職員が大変忙しくなっています。この間、市は災害対応の会計年度任用職員などは市が目安としている総人件費の枠内で考えないとしていますが、現時点も同様の考えであるという認識でよいのか。過労死ラインを超える残業をなくすように求めて市の見解を求めます。

〇　生活保護について

　この間、寝屋川市の生活保護行政が以前のような水際作戦ではなく権利として生活保護を利用できるように改善されてきていることを実感しています。しかしその一方で、思い込みなのか、国の通知などが守られていないこともありますので実態を紹介して改善を求めたいと思います。

　一つ目のケースは医療券の発行についてです。体調が悪く病院に行きたいと生活保護の窓口に行った保護受給者が医療券をその場でもらえずに、後日郵送しますとの対応があったと聞きましたが、安心してお医者さんに行くことができる対応と周知を改めて求めます。市の見解をお示しください。

　2つ目には保護費の返還です。収入がある人や、入院などで後日保護費の清算をする中で払いすぎた保護費を翌月以降に充当し返還をすることがあります。そして、保護費の返還について厚労省は、単身世帯で月5千円までと限度額を示していますが、月5千円を超える充当による返還を求めるケースがあり、生活がくるしいとの相談を受けることがあります。寝屋川市の福祉事務所として厚労省の通知は周知されているのか、また、最低生活費として定められている保護費からの充当による返還は何円まで可能と考えているのか。市の見解をお示しください。

　3つ目には生活保護申請時の扶養照会についてです。基本的には2親等まで扶養照会がされていますが、その関係性によって扶養照会は行われません。また、元々20年以上交渉のない、どこに住んでいるかも分からない親族には紹介をしなくてもよいとされていましたが、厚労省は20年を10年へと期間を短縮することを認めました。しかし、寝屋川市の生活保護の申請時に、全くどこに住んでいるかも生きているかも知らないのに扶養照会の文書が来たとの相談を受けることがあったと聞きました。寝屋川市の対応はどのようになっているのかお示しください。

　大元で、国基準のケースワーカーが配置されえていないことやコロナ対応で更に忙しくなっている中で、職員研修がうまくできていないことが原因ではないかと考えてしまいます。十分な職員体制と研修を求めますが、市の見解をお示しください。

〇　固定資産税の減免と市の減免制度について

　寝屋川市の固定資産税の減免制度は他市でもあまり見られず、よくできた制度と評価しています。しかし、制度そのものが市民に周知されていないことが非常に残念に思っています。この間、固定資産税の納付書と共に送付される、納税のお知らせには少し掲載されていますが、詳しく減免制度をお知らせするものではありません。納付書の中に減免制度の申請書、制度の詳細を書いたお知らせを同封することも検討していただきたいと思います。市の見解をお示しください。

　そして固定資産税には、減免ではありませんが、私道の非課税の制度もあります。他市では私道は申請なしで非課税となっていますが、寝屋川市では申請がなければ非課税となりません。行政の施策は基本申請主義となっていますが、制度を知らない市民は申請すらすることはできません。固定資産税の納付書を送付する際に私道の非課税の申請書・ビラの送付も検討を求めますが、市の見解をお示しください。

　そして、この間、新型コロナ対策として窓口での密を避けるためということで、減免申請書の郵送での手続きを進めるようになりました。返信用封筒も受け取り人払いと切手を貼らずに出すこともできて、

多くの市民が特に高齢者にとって直接来庁せずに申請できると大変喜ばれています。固定資産税の減免申請から始まり国保の減免申請まで郵送で申請できるように拡充されたことは大変評価しています。今後も継続して市が受け付ける様々な減免制度が郵送での申請ができるようにまた、受取人払いの封筒で郵送できるように改めて求めておきます。市の見解をお示しください。

　そして、市独自の減免制度から、国のコロナ関連の国保や介護の減免まで市民が利用することができる申請書の市ホームページからのダウンロードやオンライン申請、申請用紙の交付申し込みなどが簡単にできるように市ホームページの改善を求めます。市の見解をお示しください。

　そして、最後に基本的に行政の施策は申請主義となっています。しかし、この間新型コロナの対策では、申請主義ではあるけれども、いわゆるプッシュ型で対象者に申請して下さいと対象者すべてに申請書の送付が行われるなど、漏れの出ないような施策展開が奨励されています。また、固定資産税の減免では前年に減免した市民には翌年に減免申請書が送付されるなどの改善が図られてきました。そして、国保料の減免制度でも同様に前年減免した方には減免申請書が送付されるように改善され高く評価しているところです。寝屋川市独自の国保料・介護保険料・固定資産税の減免などもプッシュ型で対象者の可能性のある人には申請書を送るなどの更なる改善を求めます。市の見解をお示し下さい。

〇　その他

　市内道路の補修・白線の消失について

市内道路の白線や横断歩道などの白線が消えて見えにくい箇所が多くなってきています。基本的には大阪府の仕事と認識していますが、市民の安全のために寝屋川市として大阪府へ要望をしていただくことと、緊急を要する部分について寝屋川市の対応も含めて検討をお願いしたいと思いますが、市として寝屋川市内の白線等の消失についてどれくらい把握をしていますか。また今後どのように対応する計画なのかお示し下さい。

　次に、視覚障害者用の点字ブロックの破損についても見受けられます。はがれたシートがはがされたまま放置されていますが、市として現状をどのように把握していますか。今後補修をするのか、今後の見通しをお示しください。

　次に、対馬江大利線の安全管理についてです。橋の架け替え工事によって大変危険な状況ができています。ガードマンもいますが、平田ビル（旧の長崎屋）の解体工事が行われるようになり更に歩行者の通行スペースが無くなり更に危険な状況となっています。市民の安全確保に向けて更なる対策が必要と考えますが、市の見解をお示しください。

　以上で私の質問は終わります。再質問がある際には自席にて行います。ご清聴ありがとうございました。